

令和4年度

松田町国民健康保険事業特別会計補正予算書

(第2号)

令和4年12月 日議決

令和4年度 松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年12月6日 提出

松田町長 本山博幸

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特定健康診査委託料	令和5年度～令和9年度	千円 特定健康診査の実施に要する額

国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書
(第2号)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

事項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	特定財源		一般財源
						国県支出金	町債	
特定健康診査委託料	千円 特定健康診査の実施に要する額		千円	令和5年度～令和9年度	千円 限度額から前年度末までの支出見込額を差し引いた額	千円 所要額相当額	千円	千円 当該年度以降の支出予定額から特定財源を差し引いた額